

平成 29 年 4 月 14 日開催された臨時議会において、副町長辞職勧告決議案が提出された。日本共産党議員団は、法令遵守の観点からこの意見書に賛成した。採決は賛成 6、反対 5、棄権 2（公明党議員団）となり可決された。この決議は解任決議でなく勧告決議であるため、法的拘束力がなく、副町長の判断が注目される。八尾春雄議員の賛成討論を紹介します。

### 副町長辞職勧告決議案賛成討論

保育園園舎増設の件について、日本共産党議員団は、町が園児増加の見込みを誤り待機児童を発生させないために、緊急避難的になしたものであり、当座はやむを得ない状況であったとしても、事後にはすみやかに正規の手続きをとることや、再発の防止を平成 27 年 12 月 21 日山村町長あてに既に申し入れているところです。議員団の HP においてアップしており、そのタイトル通り「法令遵守の徹底」を求めてきたものです。

4 月 12 日開催された議会全員協議会で、提案者の谷議員は平成 27 年 12 月 9 日附の 12 名の意見を再印刷して配布されました。日本共産党議員団は任意の連名による手紙という取り組み方もあるけれど、議会において意見書なり決議なり正規の手続きをとることを促していたわけですが、今回勧告決議案として提案されたものと受けとめています。

事実が示しているように、現時点においても未だ手続きが取られておらず、さらに地耐力が基準以下の軟弱な土地であることを認識して保育園業務の一部を元気村に移動せざるをえなくなった結果について、この決議を採択することで責任の所在を明らかにすることも含め、住民がおおむった被害について町長の責任を明確にすることは今後の町政を展望するうえで不可欠の事柄でもあります。

さらに、これまでのところ、監査委員による監査報告書においてもこのことは触れられておられないばかりか、町の施政方針等においても法令を無視したこれらの行為についてのコメントがなされていないことから今回決議することは意味のあることです。

尚、この決議の 7 行目から 9 行目に「以後においても奈良県及び高田土木事務所と協議していると繰り返し説明を受けたが、そのような事実はなく議会に虚偽の答弁を繰り返し責任回避に終始した」とあります。提案者に対して虚偽の答弁を行ったとの客観的な資料の提示を求めましたが、提示されませんでした。よってこの部分について判断は留保するものであります。むしろ未だ手続きがなされていないという事実に基づいて判断せられるべしと考えます。

この決議でも触れているように、任命権者たる町長に対して進退を問うのではなく副町長の進退についての勧告であることが特徴です。町長の責任については報酬の引き下げに加えて別途何らかの具体的な取り組みで明確にされるようにこの際指摘しておきます。この決議は勧告であり解任決定ではありません。この決議が採択されれば副町長自らがみずからの職責に照らして最もふさわしい対応をされるよう自らの責任において判断せよと、いわば下駄を預けることとなります。副町長がどのように対応されるのかは関心を持って対応したいと考えます。以上の通り述べて賛成討論とします。